

第453回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和7年11月13日（木）午後2時00分～午後2時30分
2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室2-1、2-2
3 出席者 公益代表委員4名 労働者代表委員6名 使用者代表委員5名

本田会長 定刻になりましたので、ただいまから第453回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元のタブレットに格納してある資料の確認をさせていただきます。格納資料は、議事次第、座席表、資料、参考資料、検討委員会報告書の5点です。

不備等ありましたら、事務局にお申し付けください。

本田会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の石毛委員、神吉委員、使用者代表の小林委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数18名のうち15名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、全委員の3分の2以上、又は各側委員の各3分の1以上を充たしておりますことを御報告します。

なお、労側委員の宮澤委員がWeb会議システムにより御出席をいたしておりますが、映像及び音声については良好であることを確認しております。

本田会長 それでは、審議に入ります。

議事（1）の「特定最低賃金の改正決定等の必要性について」です。

特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御審議いただいたところ、その結果について本日、委員長の成田委員より検討委員会報告書の提出がございましたので、成田委員から報告をお願いいたします。

成田委員 それでは御報告いたします。事務局は検討委員会報告書を読み上げてください。

賃金指導官

では、タブレットの（5）検討委員会報告書を御覧ください。

それでは読み上げます。

令和7年10月27日

東京地方最低賃金審議会 会長 本田敦子 殿

東京地方最低賃金審議会 検討委員会 委員長 成田妙庫

検討委員会報告書

本検討委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」の決定にかかる必要性について、計4回にわたり慎重に審議を重ねてきたところである。

審議においては、当初より労使各側の見解の隔たりが大きかったため、公益委員としては労使のイニシアティブの発揮をお願いするとともに、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してきたところである。

しかしながら、それぞれ申出のあった特定最低賃金の改正決定等に対し、必要性ありとの決定を行うことの全会一致での結論に至らなかったことを報告する。

なお、審議に当たった本検討委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙は省略させて頂きます。

以上です。

成田委員

審議経過及びその結論について、私から御説明いたします。

東京地方最低賃金審議会では、令和7年9月16日に東京労働局長から諮詢された「東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定」並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」及び「東京都自動車小売業（新車）」に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について、検討委員会を設置し、審議を行うこととなりました。

これを受けて、計4回にわたって検討委員会を開催し、審議を行ってまいりました。その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は、10月15日に開催し、検討委員会での審議の進め方について協議を行いました。

第2回は、10月17日に開催し、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」について、第3回は、10月21日に開催し、「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第3回検討委員会では、労側2名の参考人から意見聴取を行いました。

御協力をいただいた皆様には、改めて感謝の意を、労側委員からお伝えくださいますようお願ひいたします。

そして、第4回検討委員会は、10月27日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者代表委員から、

① 特定最低賃金の役割は、セイフティネットである地域別最低賃金とは別物であり、産業の魅力を上げる要素の中でも賃金の重要性が大きい。

長期間埋没している特定最低賃金を改正すれば、全国1番となつてインパクトが大きく、優秀な人材の確保ができることから、改正が必要である。

② 申出をした5業種はすべて、日本を支えている重要な業種である。このような重要な業種においては、技術を持つ労働者の存在が不可欠であり、技術を守るため、技術を持っていない方との差別化が必要である。

③ 特定最低賃金が改正されれば、取引における価格転嫁においても考慮され、十分に反映されると考える。

- ④ 基幹的労働者を適用対象とし、申出要件を満たして正式な申出手続を経ていることを、再度認識していただきたい。他業種と比較して必要性を判断しないでほしい。
- ⑤ 一つの基準となる、横断的に取決めができる特定最低賃金を確立することは意義がある。
- ⑥ 特定最低賃金のあり方について、制度を存続させていくためにも、現行の産業で良いのかという点、業種や地域がボーダレス化しているという点に対しては、構造改革が必要ではないかと思う。全会一致が必要性ありの前提であることを踏まえ、公労使で制度自体を見直せないのか検討する必要がある。

など特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性が有りとの主張がなされました。

一方、使用者代表委員から、

- ① 特定最低賃金の必要性があるというのならば、誰が聞いても分かるような大義が必要であるところ、なぜ東京で必要な業種なのか、意義が見出せなかった。他業種と比較して判断することはやめてほしいという意見には賛同できない。
- ② 日本標準産業分類上の複数の業種を扱う事業者があり、業種のボーダレス化が進んでいることから、適用業種をどう判断するのかという問題がある。労側だけでなく、使側から見ても納得感のある特定最低賃金である必要がある。
- ③ 特定最低賃金の必要性の理由として、人手不足、産業の魅力向上を挙げているが、これらはどの産業にも共通することである。人手不足について特定最低賃金を改正することで改善されるのか疑問。人件費の負担が上がれば、企業は新規採用を控えることとなり、既存の就業環境に悪影響を及ぼすのではないか。
- ④ 企業の支払い能力を考えると、大手の春闘を超える引上げが今回の地域別最低賃金でなされている中で、さらにそれを超える引上げを業界の魅力向上という観点から中小企業に対応を求めるることは極めて負担。強制力をもって特定最低賃金を引上げることは中小企業

の経営への悪影響が懸念される。

- ⑤ 労働協約締結企業は大企業も多いことから、中小企業の賃上げ原資の確保のために、サプライチェーンにおける取引適正化をさらに進めなければならない。業界全体の魅力向上のために賃上げに取り組むのであれば、取引適正化により業界内の中小企業が無理なく賃上げできる環境を整えるべき。
- ⑥ 現在の特定最低賃金の制度や仕組みが限界にきていると思う。地域別最低賃金が、様々な要因で大幅に引き上げられる中、特定最低賃金が果たす役割は当初法律が制定された時あるいは改正された時に想定していたものでなくなってきたのではないか。地方最低賃金審議会の場で制度や仕組みを変えることはできず、現在の枠組みの中で特定最低賃金の改正について決めていくのはもはや限界となっている。決して特定最低賃金を上回る地域別最低賃金の状況になつたから反対ということではなく、労使の一致のもと、全産業の中で、本当に必要な産業についての特定最低賃金は検討してもいいと思う。

など特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性が無しとの主張がなされました。

労使双方の主張の相違点を巡って真摯な議論が展開されたところですが、労使の主張は最後まで一致することなく、申出のあった3業種の改正決定及び2業種の決定の必要性の有無について、いずれも、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。
以上。

本田会長 ありがとうございました。

ただ今、特定最低賃金改正等の必要性について、検討委員会報告書及び審議経過について御報告をいただきました。

各委員からその結論などについて、御意見、御質問がありましたら御発言をお願いします。

まず、労側いかがですか。

大島委員

まずは、4回にわたって検討委員会に携わっていただいた公益委員の皆さん、使用者側の委員の皆さん、そして事務局の皆さん、数日にわたつての審議に感謝を申し上げます。

結果は、ただ今報告にあったとおり、非常に残念な結果だったということであります。これも公労使で検討してきた結果でありますので、素直に受け止めていこうと思っております。

特定最低賃金の申出は、各産業の労働者の労働条件の向上は当然なんですが、我々思っていることは、各産業の発展、そして公平性の維持のために行っていますので、今後も必要性を求め続けていこうという考えであります。

それと、これは労側というか、少し個人的な思いにはなるのですが、地賃も含めて、この審議会の中で、白とか黒とか、丸とかバツとかではなくて、やっぱり皆で決めていきたいというのが私の想いであります。

そんな中、今回の検討委員会の中で、我々の訴えに対して、数々の御指摘もありましたし、課題とか問題とか、見えてきたかなと思っております。それぞれ、真摯にそれらも受け止めてまいろうと思っております。

今回、特定最賃の、先ほどの報告にもありましたとおり、制度の在り方とか考え方に対して、少し、ほんの少しですけど、踏み込んだ話もできたかなと思っております。御対応いただき感謝申し上げます。

それらの御指摘、問題点等を含めて、次年度に向けて、私たちの内部、そして外部、両方で協議してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。以上です。

本田会長

ありがとうございます。その他の労側の委員の方で御意見ある方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

続いて、使側はいかがですか。

神委員

ありがとうございます。使側の委員として、検討委員会での審議に関わった立場から一言申し上げます。

この間、労側委員の皆様、並びに労側から御出席をいただきました各産業の事情に精通をされた方々には、趣旨説明者や参考人という形で審議の場にお越しをいただきまして、貴重な御意見を賜りました。

また、公益委員の先生方、東京労働局の事務局の皆様には、議論の円滑な進行に多大なる御尽力をいただきましたことにつきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

今回、改正及び新設の必要性について審議を行った各業種につきましては、制度上の要件を充たした適正な申出であったと、使側としても当然認識をしておりまして、真摯な議論を重ねてきたのかなというふうに思っております。

先ほど御説明いただきました内容と一部重複する点もございますが、首都東京は、多様な産業が集積をして、様々な職場で多くの労働者が働く地域であります。そのような東京において、全国で最も高い地域別最低賃金をさらに上回る特定最低賃金を、特定の業種にのみ設定するためには、やはりこれは誰もが納得し得る理由が必要であって、単に申出要件を充たしていれば足りるということにはならないというふうに我々としては考えているところでございます。

この点に関して、今回、申出のあった各業種については、残念ながらその意義というか、理由を見いだすには至らなかつたのかなというふうに感じているところでございます。

使側といたしましては、特定最低賃金制度そのものを否定する意図は全くございませんが、地域別最低賃金とは異なる目的で設けられたこの制度が、果たして本来の役割や機能を十分に果たしているのかということについては、大きな疑問を抱いているところでございます。

さらに申し上げるならば、現行制度の枠組みが、現在の社会経済情勢であったり、産業構造、それから企業の事業活動の実態にそぐわなくなつてしまっているのではないかと。あるいは、制度疲労を起こしているのではないかというのが、私自身の率直な所感でございます。

この点、先ほど大島委員からも、今回一步前進したのではないかというお話もありましたが、そこまで踏み込んで今回お話をできたのは、私自身も非常によかったですのかなというふうには思っているところでございます。

いずれにしましても、検討委員会における4回にわたる慎重かつ十分

な議論の結果、改正及び新設の必要性ありという全会一致の結論には至りませんでしたので、先ほど読み上げていただきました、検討委員会報告につきまして、使側として、特段異論等はございません。

以上でございます。

本田会長 ありがとうございます。使側の委員の方で、その他の方、どなたか御意見ある方がいらっしゃれば、挙手願います。よろしいですかね。

労使双方から御意見をいただきましたが、申出のありました3業種の特定最低賃金の改正決定及び2業種の決定の必要性については、改めて労使委員にお聞きしましたが、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかつたところですので、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

本田会長 それでは、ただ今の結論に基づきまして、東京労働局長宛て答申したいと思います。

答申については、これから答申文（案）を作成いたします。しばらくの間、休憩とします。

(休憩)

本田会長 それでは再開します。

事務局から答申文（案）を配布し、読み上げてください。

(答申文案配布)

賃金課長 それでは答申文（案）を読み上げます。

初めに3業種の改正決定申出に係る答申を読み上げます。

(案)

令和7年11月13日

東京労働局長 増田嗣朗殿
東京地方最低賃金審議会 会長 本田敦子
東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記

東京都鉄鋼業最低賃金（平成24年東京労働局最低賃金公示第5号）
東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第3号）

以上

続きまして2業種の新設決定申出に係る答申を読み上げます。

(案)
令和7年11月13日
東京労働局長 増田嗣朗殿
東京地方最低賃金審議会 会長 本田敦子
東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年9月16日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、

情報通信機械器具製造業最低賃金

以上

(案)

令和 7 年 11 月 13 日

東京労働局長 増田嗣朗殿

東京地方最低賃金審議会 会長 本田敦子

東京都自動車小売業（新車）に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 9 月 16 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったので答申する。

記

東京都自動車小売業（新車）最低賃金

以上

本田会長 ただ今の答申文案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

本田会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。

事務局は答申文の正本を作成してください。

それでは答申をいたします。

（答申文手交）

賃金課長 局長より御挨拶申し上げます。

東京労働局長 ただ今、会長から、令和 7 年度の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。

9 月 16 日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして、慎重かつ御熱心な御審議を賜り、厚く御礼を申し上

げます。

各委員の皆様方には、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますよう改めてお願ひ申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

本田会長

ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について御審議いただき、本日、東京労働局長に答申したことから、東京地方最低賃金審議会検討委員会の任務は終了しました。

よって、東京地方最低賃金審議会運営規程第3条第2項により、同検討委員会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

本田会長

御異議なしとのことですので、本日をもって東京地方最低賃金審議会検討委員会を廃止することとします。

検討委員の皆様はお疲れさまでした。

続いて議事（2）「その他」に移ります。

事務局から何がありますか。

賃金課長

私から参考資料の紹介を致します。

参考資料「東京都最低賃金の早期ひきあげ、審議内容公開、最賃近傍労働者の意見反映を求める」を御覧ください。

こちらは、2025年10月8日付で最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京という組織から提出されたものになります。

私からは以上です。

本田会長

皆様から何かございますか。

ないようでしたら、審議終了といたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願ひします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願ひいたします。

本田会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。
 本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は、私が、
 労側委員は、大島委員、使側委員は、大辻委員に確認をお願いします。
 本日はお疲れさまでした。